

独立行政法人環境再生保全機構の役職員の報酬・給与等について

役員報酬等について

1 役員報酬についての基本方針に関する事項

平成17年度における役員報酬についての業績反映のさせ方

当該事業年度に係る業務の実績に関する評価結果(環境省独立行政法人評価委員会結果)を踏まえ業績給に反映させた。

役員報酬基準の改定内容

法人の長

- ・基本俸給の額についてマイナス0.3%程度の改定を実施した。
- ・12月期に支給する期末手当の支給月数を0.05月引き上げた。

理事

- ・基本俸給の額についてマイナス0.3%程度の改定を実施した。
- ・12月期に支給する期末手当の支給月数を0.05月引き上げた。

監事

- ・基本俸給の額についてマイナス0.3%程度の改定を実施した。
- ・12月期に支給する期末手当の支給月数を0.05月引き上げた。

監事(非常勤)

- ・非常勤役員手当についてマイナス0.3%程度の改定を実施した。

2 役員の報酬等の支給状況

役名	平成17年度年間報酬等の総額				就任・退任の状況	
	千円	報酬(給与) 千円	賞与 千円	その他(内容) 千円	就任	退任
法人の長	20,526	13,088	5,783	1,571 (特別都市手当) 84 (通勤手当)		
理事 (3人)	49,907	32,004	13,649	3,840 (特別都市手当) 414 (通勤手当)		
監事 (1人)	14,516	9,144	4,040	1,097 (特別都市手当) 235 (通勤手当)		
監事 (非常勤) (1人)	5,916	5,693		223 (通勤手当)		

注:「特別都市手当」とは、民間における賃金、物価及び生計費が特に高い地域に在勤する役員に支給されるものである。

3 役員の退職手当の支給状況(平成17年度中に退職手当を支給された退職者の状況)

区分	支給額(総額) 千円	法人での在職期間 年 月	退職年月日	業績勘案率	摘要
法人の長					該当者なし
理事					該当者なし
監事					該当者なし
監事 (非常勤)					該当者なし

職員給与について

1 職員給与についての基本方針に関する事項 人件費管理の基本方針

中期目標で示された一般管理費の削減目標(中期目標期間の最終年度において特殊法人時の最終年度(平成15年度)比で15%(統合発足初年度である平成16年度比で10%)を上回る削減を行う。)を達成する。

職員給与決定の基本方針

ア 給与水準の決定に際しての考慮事項とその考え方

国家公務員に対する人事院勧告に準拠し改定する。

イ 職員の発揮した能率又は職員の勤務成績の給与への反映方法についての考え方

業績評価及び発揮能力評価より成る人事評価制度に基づき、その結果を職員の給与へ反映させる。

(能率、勤務成績が反映される給与の内容)

給与種目	制度の内容
賞与・勤勉手当 (査定分)	人事評価制度により、職員の発揮能力、勤務成績を評価し、業績手当に反映

ウ 平成17年度における給与制度の主な改正点

国家公務員に対する人事院勧告に準拠し下記の改定を行った。
 ・基準内給与(本俸+扶養手当+役職手当)をマイナス0.37%以上改定した。
 ・扶養手当に係る配偶者の支給月額を500円引き下げた。
 ・12月期に支給する期末手当の支給月数を0.05月引き上げた。

2 職員給与の支給状況

職種別支給状況

区分	人員	平均年齢	平成17年度の年間給与額(平均)			
			総額	うち所定内		うち賞与
				うち通勤手当		
常勤職員	100	47.7	8,951	6,444	233	2,507
事務・技術	100	47.7	8,951	6,444	233	2,507
研究職種						
医療職種 (病院医師)						
医療職種 (病院看護師)						
教育職種 (高等専門学校教員)						

在外職員	人 該当者なし	歳	千円	千円	千円	千円
------	------------	---	----	----	----	----

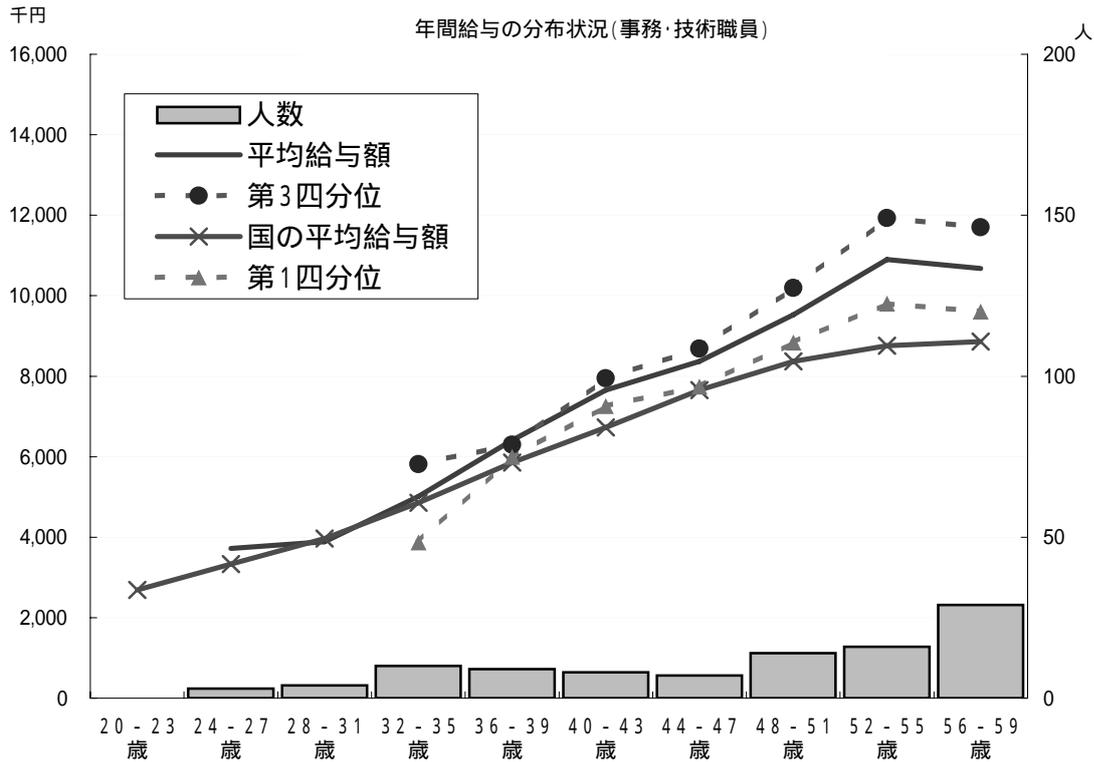
任期付職員	人 該当者なし	歳	千円	千円	千円	千円
事務・技術	人	歳	千円	千円	千円	千円
研究職種	人	歳	千円	千円	千円	千円
医療職種 (病院医師)	人	歳	千円	千円	千円	千円
医療職種 (病院看護師)	人	歳	千円	千円	千円	千円
教育職種 (高等専門学校教員)	人	歳	千円	千円	千円	千円

再任用職員	人 該当者なし	歳	千円	千円	千円	千円
事務・技術	人	歳	千円	千円	千円	千円
研究職種	人	歳	千円	千円	千円	千円
医療職種 (病院医師)	人	歳	千円	千円	千円	千円
医療職種 (病院看護師)	人	歳	千円	千円	千円	千円
教育職種 (高等専門学校教員)	人	歳	千円	千円	千円	千円

非常勤職員	人 該当者なし	歳	千円	千円	千円	千円
事務・技術	人	歳	千円	千円	千円	千円
研究職種	人	歳	千円	千円	千円	千円
医療職種 (病院医師)	人	歳	千円	千円	千円	千円
医療職種 (病院看護師)	人	歳	千円	千円	千円	千円
教育職種 (高等専門学校教員)	人	歳	千円	千円	千円	千円

注:常勤職員については、在外職員、任期付職員及び再任用職員を除く。

年間給与の分布状況(事務・技術職員)



注: の年間給与額から通勤手当を除いた状況である。以下、まで同じ。

(事務・技術職員)

分布状況を示すグループ	人員	平均年齢	四分位		平均	四分位
			第1分位	第3分位		
	人	歳	千円	千円	千円	千円
代表的職位						
本部部长	5	55.3	13,002	13,141	14,078	
本部課長	24	54.9	10,518	11,101	11,934	
本部課長代理	33	51.4	8,516	9,174	10,113	
本部係長	21	41.0	5,848	6,843	7,767	
本部主任	2	-	-	-	-	
本部係員	10	30.4	3,514	4,061	4,241	
地方課長	2	-	-	-	-	
地方課長代理	1	-	-	-	-	
地方係長	1	-	-	-	-	
地方係員	1	-	-	-	-	

注: 代表的職位「本部主任」、「地方課長」、「地方課長代理」、「地方係長」、「地方係員」については、
 該当者がそれぞれ2名以下のため当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、
 平均額については記載していない。

職級別在職状況等(平成18年4月1日現在)

(事務・技術職員)

区分	計	1等級	2等級	3等級	4等級	5等級	6等級
標準的な職位		部長 次長	課長	課長代理	係長 主任	係員	係員
人員 (割合)	100 人	5 (5.0%) 人	26 (26.0%) 人	34 (34.0%) 人	24 (24.0%) 人	6 (6.0%) 人	5 (5.0%) 人
年齢(最高 ～最低)		58～52 歳	59～47 歳	59～40 歳	58～30 歳	38～25 歳	33～28 歳
所定内給 与年額(最高 ～最低)		10,094～7,428 千円	9,130～6,130 千円	7,551～4,416 千円	6,186～3,074 千円	4,266～2,575 千円	3,135～2,539 千円
年間給与 額(最高～ 最低)		14,311～10,655 千円	12,604～8,609 千円	10,544～6,292 千円	8,624～4,280 千円	5,916～3,585 千円	3,871～3,174 千円

賞与(平成17年度)における査定部分の比率(事務・技術職員)

区分		夏季(6月)	冬季(12月)	計
管理 職員	一律支給分(期末相当)	58.6%	59.8%	59.2%
	査定支給分(勤勉相当) (平均)	41.4%	40.2%	40.8%
	最高～最低	45.2～34.7%	42.7～36.7%	43.8～35.7%
一般 職員	一律支給分(期末相当)	65.1%	63.1%	64.1%
	査定支給分(勤勉相当) (平均)	34.9%	36.9%	35.9%
	最高～最低	38.0～0.0%	39.9～0.0%	38.1～0.0%

職員と国家公務員及び他の独立行政法人との給与水準(年額)の比較指標(事務・技術職員)

对国家公務員(行政職(一))

116.5

对他法人(事務・技術職員)

108.6

注：当法人の年齢別人員構成をウエイトに用い、当法人の給与を国の給与水準(「対他法人」においては、すべての独立行政法人を一つの法人とみなした場合の給与水準)に置き換えた場合の給与水準を100として、法人が現に支給している給与費から算出される指数をいい、人事院において算出

給与水準の比較指標について参考となる事項

これまで定員削減等により新規職員の採用が抑制されていたため、ラスパイレス指数のより高い40歳代後半以上の職員の比率が、全体の人数の約3分の2を占めていること、給与の年功的上昇などが影響していると考えられる。

総人件費について

区 分	当年度 (平成17年度)	前年度 (平成16年度)	比較増 減	中期目標期間開始時(平成16年度)からの増 減
給与、報酬等支給総額 (A)	千円 1,137,656	千円 1,256,637	千円 (%) 118,981 (9.5)	千円 (%) 118,981 (9.5)
退職手当支給額 (B)	千円 88,103	千円 98,651	千円 (%) 10,548 (10.7)	千円 (%) 10,548 (10.7)
非常勤役職員等給与 (C)	千円 110,076	千円 100,822	千円 (%) 9,254 9.2	千円 (%) 9,254 9.2
福利厚生費 (D)	千円 187,095	千円 197,467	千円 (%) 10,372 (5.3)	千円 (%) 10,372 (5.3)
最広義人件費 (A + B + C + D)	千円 1,522,930	千円 1,653,577	千円 (%) 130,647 (7.9)	千円 (%) 130,647 (7.9)

総人件費について参考となる事項

・緑地整備関係建設譲渡事業が平成16年度末に一部終了したことを受け、人員を17名削減したことにより、「給与、報酬等支給総額」が対前年度比9.5%減少するなど大幅に削減された。

また、「給与、報酬等支給総額」の減少に加え、退職手当支給対象者の減少、「給与、報酬等支給総額」の減少に伴う法定内福利厚生費の減少などにより、最広義人件費が対前年度比7.9%減少した。

・行革推進法、「行政改革の重要方針」(17.12.14閣議決定)による人件費削減の取組状況
業務運営の効率化を図るとともに、機構が十分な役割を果たすことができるよう業務の改善・見直しを進めることにより、石綿健康被害救済業務に従事する職員を除き、期末の常勤職員数を期初の8割以下とする。

石綿による健康被害の救済に関する法律(平成18年法律第4号)に基づき、石綿健康被害の迅速な救済を図るため、組織体制を整備し業務を推進する。

なお、石綿健康被害救済業務の制度発足時において必要な49人のうち5人について既存業務の合理化による削減をもって充てるとともに、平成19年度以降見込まれる拠出金の徴収に係る業務に必要な人員については、内部管理業務も含めた業務の合理化による削減をもって充てるものとする。

また、「行政改革の重要方針」(平成17年12月24日閣議決定)を踏まえ、平成18年度以降の5年間における人員の5%以上の純減については、今中期計画期間中において達成する。

また、国家公務員の給与構造改革を踏まえた給与体系の見直しを進める。

期初の常勤役職員数136人

石綿健康被害救済業務の追加に伴い増員した常勤職員数44人

期末の常勤役職員数の見込み151人

平成18年4月1日現在の常勤役職員数161人

法人が必要と認める事項

特になし